



【家賃補助】

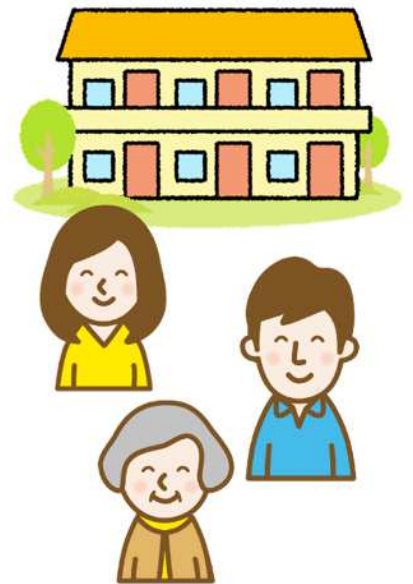
住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～



令和8年7月改訂

海老名市役所
生活支援課



住居確保給付金（家賃補助）とは

住居確保給付金（家賃補助）（以下「家賃補助」といいます。）とは、離職、自営業の廃業（以下「離職等」といいます。）又は個人の責に帰すべき理由・自己の都合によらない就労機会の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）により、離職と同程度の状態になり経済的に困窮し、住居を喪失又は住居を喪失するおそれのある者で就労能力及び意欲がある方に対し、家賃相当分の家賃補助の支給と共に、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

※居住用物件を所有している方は原則対象外となります。

家賃補助の支給額

① 支給額：

- ・ 月収が基準額以下の方 ※基準額については次ページをご参照ください。
実家賃額となります。ただし、支給上限額を超える場合は下記表の上限額までとなります。

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯以上
上限額	41,000円	49,000円	53,000円

・ 月収が基準額を超える方

下記の数式により算定された額となります。
下記を上限として、収入に応じて調整された額が支給されます。

実家賃 －（月の世帯の収入合計額－基準額）

例）家賃50,000円、1人世帯、収入が100,000円/月の場合

実家賃（50,000円）－（収入合計（100,000円）－基準額（81,000））

＝家賃補助支給額（31,000円）

② 支給期間：3ヶ月間

③ 支給方法：大家等への代理納付を原則とします

家賃補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑥のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、居喪失者又は住居喪失のおそれがある。

A) 離職等の場合

- ◆ 申請日において、主たる生計維持者の離職等の日から2年以内（当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情に求職活動を行うことができなかった日数を加算した期間（その期間が4年を超えときは、4年））
- ◆ 離職等の場合はその日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

B) やむを得ない休業等の場合

- ◆ 申請月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業と同程度の状況にあること。
- ◆ やむを得ない休業等の場合は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

- ② 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにする者の収入の合計額が次の表の基準額以下である（収入には、公的給付等も含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	90,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された 基準額が上限)	131,000円
2人	132,000円		181,000円
3人	159,000円		212,000円
4人	197,000円		250,000円
5人	235,000円		288,000円
6人	273,000円		330,000円

- ③ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一つにする者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産基準額
1人	486,000円
2人	744,000円
3人	954,000円
4人以上	1,000,000円

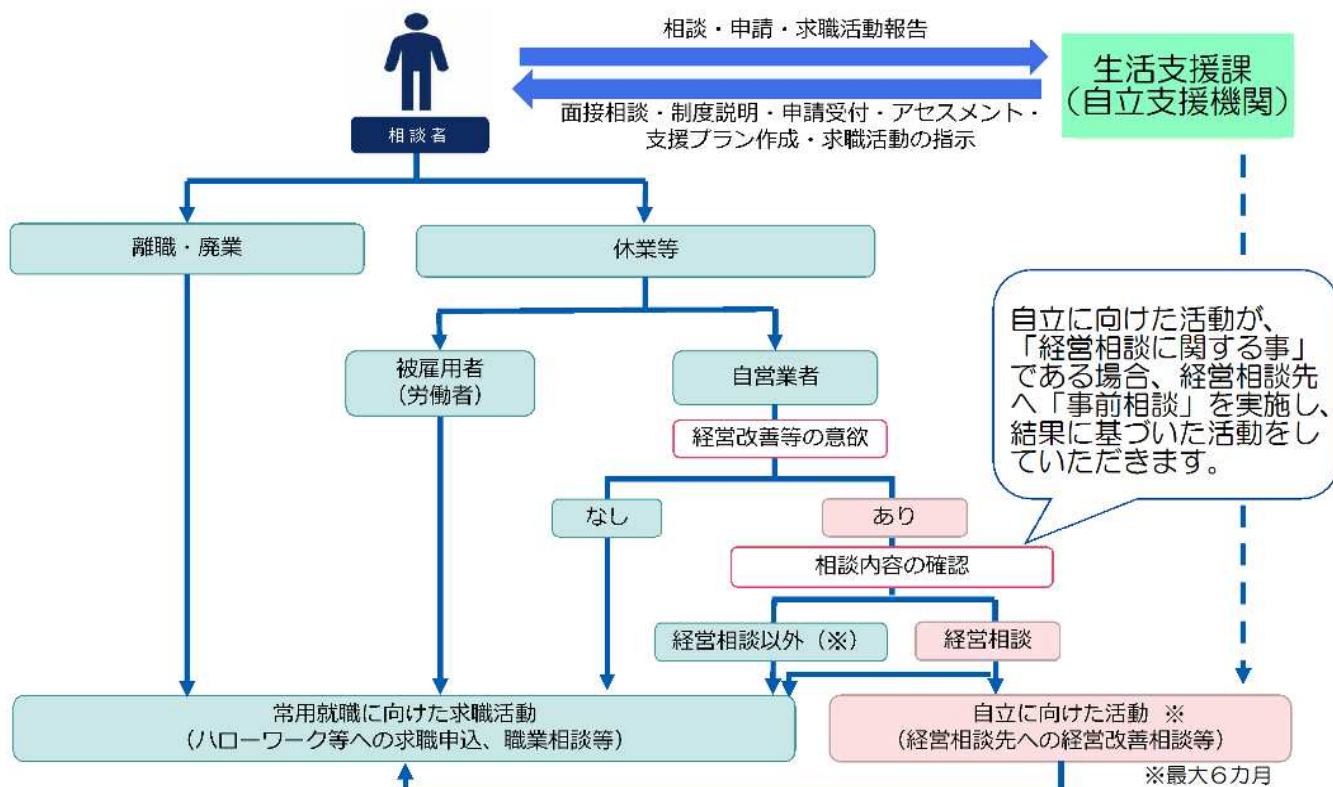
④ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

※やむを得ない休業に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3カ月間（延長する場合は6カ月間）に限り、経営相談先への相談を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

⑤ 申請日において、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される者でないこと。

【自立に向けた活動のフロー図】



家賃補助の申請をするために必要な書類

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式１－１）
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体・精神・療育各種福祉手帳、健康保険の資格確認書等、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、個人番号カード等のいずれかの写し。
- ③ 離職等の方
 - ・ 申請時において、離職等の日から２年以内（当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により引き続き３０日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情に求職活動を行うことができなかった日数を加算した期間（その期間が４年を超えるときは、４年））である事実を証明することができる書類の写し。
- ④ やむを得ない休業等の方
 - ・ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し。
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
※給与明細書、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」等
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産をいう
- ⑦ ハローワークの発行する「ハローワーク受付票」の写し
- ⑧ その他、審査に必要な書類等があれば海老名市役所生活支援課（以下「生活支援課」といいます。）より提供を求めることがあります。

家賃補助受給中の義務

- ◆ 受給期間中は、公共職業安定所の利用、支援プラン、生活支援課の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動や自立に向けた活動を行ってください。
- ◆ 就職活動は下の表のとおり確実に実施し、その実績について書面を作成し、毎月生活支援課へ報告してください。

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件			
		生活支援課との相談 (月4回以上)	企業等応募 (週1回以上)	ハローワーク相談 (月2回以上)	支援プラン利用・その他の活動
1か月 ～ 9か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	必須
	休業・減収等 (一般就労の方)	必須	必須	必須	必須
1か月 ～ 6か月目	開業届を提出している 自営業の方で、 減収した方	必須	必須 注1	必須 注1	必須
7か月 ～ 9か月目		必須	必須	必須	必須

注1)

自治体が定める経営相談先にて、経営相談が自立に向けて適当と判断された方に限り、経営相談先からの助言等を受けて作成した、「自立に向けた活動計画」に基づく取組を行い報告・提出することで要件を満たすことができます。
なお、自立に向けた活動を行わない場合や、公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当であると経営相談先から助言等を受けた場合は、速やかに求職活動を行っていただきます。

※生活支援課との相談・報告は、原則として来庁によることとしますが、求職活動や訓練の参加状況によっては、電話等による報告、確認も可能とします。

家賃補助の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 家賃補助の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を生活支援課に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。（206様式2-1）
- 家賃補助の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提出して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、家賃補助支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 家賃補助の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、生活支援課に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた「ハローワーク受付票」の写しを、生活支援課へ提出してください。

◆ 家賃補助の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。（207様式3-1）
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

家賃補助の申請から決定まで

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・ 家賃補助受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

家賃補助の申請から決定まで

◆ 家賃補助の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を生活支援課に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 家賃補助は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

家賃補助の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 家賃補助の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を海老名市役所生活支援課に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」（205様式2-3）の用紙の配布、必要に応じて「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。

◆ 経営相談の実施（開業届を届出している自営業の方のみ）

- 商工会議所またはよろず相談所にて経営相談に向けた事前相談を行ってください。経営相談が自立のための求職活動に代わる活動であると認められる場合があります。

◆ 家賃補助の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、生活支援課に提出してください。
- ハローワーク窓口から発行を受けた、「ハローワーク受付票」の写しを生活支援課へ提出してください。

家賃補助の申請から決定まで

◆ 家賃補助の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 家賃補助は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 家賃補助受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活支援課に提出してください。（210様式6）
- ◆ 収入額を確認することができる書類を、生活支援課に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長が可能です

- ◆ 家賃補助の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3カ月間を、2回（延長、再延長）延長することが可能です。（初回支給と併せて最大9か月間の受給が可能です）

【要件】 ・ 受給中に誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたこと
・ プランに沿った活動をしていること
・ 申請要件を満たしていること

- ◆ 家賃補助の受給期間の延長を希望される場合は、初回の受給期間の最終月に世帯の収入と金融資産等（通帳の写し等）が分かる書類を準備して、生活支援課へお越し下さい。

支給金額等を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 家賃補助支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額（P2：④表中）以下に至った場合。
 - ・ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立支援機関等の指導により同一の自治体での転居が適当である場合。
 - ・ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることになった場合。

※ 申請書を提出する必要がありますので、各事由が証明出来る書類をお持ちの上、生活支援課へお越しください。

支給の中断及び再開について

- ◆ 受給者が家賃補助を受給中に、疾病または負傷、育児その他やむを得ないと認める理由により、自立に向けた活動（求職活動等）を引き続き30日以上行うことが出来なくなった場合、住居確保給付金中断届を提出することにより支給を中断をすることができます（最長2年まで）。

なお、受給者は、中断期間中原則として月1回の面談、電話、電子メールなどの手段により、体調及び生活状況について報告をする必要があります。

市長は受給者が心身の回復により求職活動を再開する意思を確認した場合、住居確保給付金再開届を提出し、支給要件に当たる場合は支給を再開することができます。

家賃補助を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の生活支援課による面接及び原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、誠実かつ熱心に求職活動等を行っていないと判断される場合。
- ◆ 生活支援課が策定したプランに従わない場合。
- ◆ 受給中に常用就職又は、受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額を超えた場合。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、海老名市役所生活支援課の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合。
- ◆ 中断の決定後、2年を経過したもの。中断期間中、毎月1回の面談等による報告を怠ったもの。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

家賃補助の再支給について

- ◆ 家賃補助の受給中又は受給期間終了後に、常用就職または給与等の収入増加した後、新たに解雇（個人の責に帰すべき理由または個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与等が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合は再支給の申請をすることができます。

家賃補助を徴収する場合があります

- ◆ 家賃補助の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の家賃補助の支給も中止することとなります。

(参考)

社会福祉法人 社会福祉協議会の貸付制度

入居に関わる「初期費用」や、家賃補助受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の貸付制度を申請することが可能です。
※詳細は、社会福祉協議会へご相談をお願いいたします。

生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- ・ 住宅入居費 : 400,000円以内
- ・ 生活支援費 : 2人以上世帯/月200,000円以内
(単身/150,000円以内)
- ・ 一時生活再建費 : 600,000円以内

緊急小口資金

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付

貸付限度額 : 100,000円

返済期間 : 12カ月以内（据置期間 : 2カ月以内）

ご相談受付先

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

住所 : 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1（海老名市役所内西棟）

電話 : 046-235-0220

受付時間 : 8時30分から17時15分まで（土日祝年末年始休み）

あなたのお悩みごとは何ですか？

どうしたらよいか一緒に考えます。



生活全般の相談

生活でのお困りごとがある場合は、まず相談をしてください。相談員がお話をうかがい、あなたが自立した生活を営むための最適な支援プランについて一緒に考えていきます。



お住まいの支援

離職や減収によって賃貸の住居を失う恐れのある方に、就労支援を併用して住まいと職の安定をめざします。



家計の支援

家計の収支を「見える化」して問題点を把握し、一緒に改善していきます。



お仕事の支援

離職だけでなく、増収に向けてのダブルワーク等についても支援します。
また、履歴書の書き方、面接のロールプレイングなどをおして選考に備えます。

お仕事から遠ざかっていた方



なかなか就労機会が得られず間があいてしまった方や、ひきこもりなどによって就労経験がない方などに、日常生活や社会で必要な習慣や知識などの習得、就労体験などの支援をします。

《日常生活支援》

規則正しい生活習慣や掃除・洗濯などといった生活の技を習得します

《社会生活支援》

社会でのマナーやコミュニケーションを学びます

《就労自立支援》

就労体験などをおし、就労の定着をめざします



ひきこもり支援

ひきこもり状態の方やそのご家族・関係者の方の支援を行い、その方に適した自立について支援します。

アウトリーチ支援

精神保健福祉士の資格をもった支援員が、ひきこもりなど支援につながっていない方やご家族などの相談支援を行います。※詳細は裏面をご覧ください。



他の機関 社会福祉協議会 市役所の他課など

生活保護・税金・保険・年金など専門的な相談や、資金の貸付、滞納整理などについて、市役所内外の関係機関につなぐお手伝いをします。

相談・お問い合わせ

保健福祉部生活支援課自立支援係
(海老名市役所西棟)

住 所 海老名市勝瀬175-1

電 話 046-235-9015

相 談 9:00~12:00

13:00~17:00

※土日祝日・年末年始除く

予約不要ですが、時間に余裕をもってご来庁ください。

